

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市公平委員会委員長 石橋和裕

瀬戸市公平委員会規則第4号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市長の 事務部 局	本庁 部長 部次長 <u>防災監</u> 参事 企画補佐 課 長 室長 主幹 課長 補佐 室長補佐 健康 福祉部こども家庭課の 専門員（人事に関する 事務を行うものに限 る。） 行政経営部行 政課の事務管理係長 行政経営部経営課の経 営調整係長、財務係長 及び法務係長 行政経 営部人事課の人事研修 係長	市長の 事務部 局	本庁 部長 部次長 参事 企画補佐 課長 室長 主幹 課長補佐 室長 補佐 健康福祉部こど も家庭課の専門員（人 事に関する事務を行う ものに限る。） 行政 経営部行政課の事務管 理係長 行政経営部経 営課の経営調整係長、 財務係長及び法務係長 行政経営部人事課の人 事研修係長
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
クリーンセンタ ー	所長	クリーンセンタ ー	所長

	福祉事務所	所長			
	保育所	園長			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
	浄化センター管理事務所	所長		浄化センター管理事務所	所長
	上記以外の公所	公所長		課に属する公所	公所長
	公所	主幹			
	勤労青少年ホーム	所長			
	会計管理者及びその補助組織	会計管理者 課長 課長補佐		会計管理者の事務部局	会計管理者 課長 課長補佐
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
教育委員会の事務部局及びその所管に属する教育機関	事務局	教育長 部長 部次長 参事 企画補佐 課長 主幹 課長補佐 指導主事	教育委員会の事務部局及びその所管に属する教育機関	事務局	教育長 部長 部次長 参事 企画補佐 課長 主幹 課長補佐
	小学校	校長 教頭 事務長		小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭 事務長		中学校	校長 教頭
	特別支援学校	校長 教頭 部主事 事務長		特別支援学校	校長 教頭 部主事
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	監査委員の事務部局	事務局長 次長		監査委員の事務部局	事務局長 次長
	農業委員会の事務部局	事務局長 局長補佐			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
			備考 市長の事務部局の項中「課に属する公所」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第44条の2に規定する公所を、「公所長」とは、同規則第46条第1項に規定する保育所の園長及び同規則第46条第2項に規定する公所長をいう。		

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。